

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

公正取引法の改正要点整理

前書き

公正取引法は、1991年2月4日に制定され、1992年2月4日の施行以来、既に20年が経過した。国内外の社会、経済環境の変化及び国際的な競争法法規関連の発展に合わせ、公正取引法改正草案は、公正取引委員会により、2003年からその大幅な改正について研究、議論が開始され、去る2015年1月22日、立法院三読会を通過し、改正公布された後、2015年2月4日から施行されている。このほか、追加条文第47-1条も2015年6月24日より施行を開始している¹。

本文は、参考として、公正取引法の改正内容について、その概要を説明するものである²。

条文の構成

改正前後の条文構成比較

¹ 第47-1条「主務機関は、連合行為の調査処分を強化し、市場競争秩序の健全な発展を促進するために、反トラスト基金を設立することができる」

前項基金の財源は以下の通り

1. この法律に違反した罰金の100分の30を拠出
2. 基金の収益収入
3. 予算手続の振分け
4. その他関連収入

第1項基金の用途は以下の通り

1. 違法連合行為の検挙奨励金の支出
2. 国際競争法法律執行機関の協力、調査及び交流事項の推進
3. この法律と検挙奨励金に係わる訴訟案件関連費用支出の補助
4. 競争法関連データベースの構築及びメンテナンス実施
5. 競争法関連制度の研究発展実施
6. 競争法の教育及び宣伝指導の実施
7. その他市場取引秩序の維持、保護に必要な支出

前項第1款の検挙奨励金の適用範囲、検挙人資格、発給基準、発給手続、奨励金の取消、廃止又は追加、個人情報保護等の事項に関する扱いは、主務機関が定める。

² 本文の主な資料引用元：公正取引委員会 <http://www.ftc.gov.tw/internet/main/index.aspx>

公正取引法改正条文対照表、公正取引法改正説明

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

改正前	第一章 総則	改正後	第一章 総則
	第二章 独占 結合 連合行為		第二章 競争制限
	第三章 不公正競争		第三章 不公正競争
	第四章 公正取引委員会		第四章 調査及び裁量手続
	第五章 損害賠償		第五章 損害賠償
	第六章 罰則		第六章 罰則
	第七章 附則		第七章 附則

条文内容の改正

一、規範対象を追加

同業組合以外の団体組織で不法行為が行われ、事業者が公正取引法の規範範疇を逸脱する可能性を避けるため、今回の改正では、その規範対象を拡大した。即ち、第2条第2項「**その他法律に基づき設立し、成員の利益を促進する団体をこの法律でいう事業者とみなす**」の条文が加えられた。

同時に、第43条において、「(違法行為を) 知らない、参加に合意していない、実施していない、又は、主務機関が調査を開始する前に止めたことを成員が証明できる場合」を除いて、前述の団体の成員についても、併せて処罰の対象に加えることにした。

二、行為形態規範の構成を調整

今回の改正では、改正前の『独占、結合、連合行為』（第二章）の章節名称を、より広範囲で、章節の規範内容に適合する『競争制限』に改めた。さらに、長年、法規の構成において、不公正競争行為とされてきたが、疑問がある行為形態について、全て改正が行われた。例えば、改正前には不公正競争行為とされていた再販売価格の制限及びその他競争を阻害する行為であるボイコット、差別待遇、競争制限行為への強制参加並びに取引相手の事業活動への不当制限が含まれる。

当該行為は、往々にして、行為者の市場占有率に係わると同時に、市場の競争制限に影響を与えるため、『不公正競争』の章節から『競争制限』の章節へと移し、その他競争を阻害する行為の中に、その他不公正な競争を阻害する行為に対する規範を追加した。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

また、既存のその他競争を阻害する行為の中で、取引相手（不当に取引を得た相手）に利益を提供し、誘導することは、行為者と競争者間の競争を制限するものではなく、取引相手に対する誘引行為とすべきで、行為者及び競争者間に不公正競争をもたらす。このため、『不公正競争』の章節に保留し、景品の提供によって取引機会を奪取する行為を規範する条文を、単独で加えた。

このほか、その他事業の営業秘密を不正取得する行為を削除し、より厳密で詳細な営業秘密法の規範にこれを制定した。同時に、連鎖販売管理法の立法に合わせ、公正取引法における連鎖販売取引の関連規範をすべて削除し、連鎖販売取引管理法の適用に回帰させ、法規を重複させないという相互協調の目的を達成している。

独占、結合、連合行為 (競争制限)	不公正競争
<input type="checkbox"/> 独占 <input type="checkbox"/> 結合 <input type="checkbox"/> 連合行為 <input type="checkbox"/> 再販売価格制限 (違法行為より合理原則制に変更) <input type="checkbox"/> その他競争を制限する行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ ボイコット ・ 差別待遇 ・ 不正な競争阻害 ・ 競争制限行為への参加強制 ・ 取引相手の事業活動への不正な制限 	<input type="checkbox"/> 広告の虚偽不実 <input type="checkbox"/> 模倣行為 (登録済の商標は商標法を適用) <input type="checkbox"/> 連鎖販売取引 (連鎖販売管理法の規範を適用) <input type="checkbox"/> 再販売価格制限 <input type="checkbox"/> その他競争を制限する行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ ボイコット ・ 差別待遇 ・ 不正に取引相手を奪取 ・ 競争制限行為への参加強制 ・ 不正にその他事業の営業秘密を取得 (営業秘密法を適用) ・ 取引相手の事業活動への不正な制限 <input type="checkbox"/> 営業妨害行為

※図中の黒い文字は改正前の公正取引法の規範を、赤い文字は改正部分を意味する

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

三、各行為形態における主な修正内容

1. 独占管制

独占事業者の認定方式に関して、改正前の公正取引法は、今に至るまで市場占有率又は事業年度総売上高の二通りの認定方式を採用し、年度総売上額について、新台幣ドル 10 億元を基準としてきた。今回の改正では、実際の社会経済状況の変移に合わせて、特別に金額認定の部分について、主務機関が別段に公告するものを基準とするよう改めた。公正取引委員会が発した 2015 年 3 月 4 日公綜字第 10411601871 号書簡によると、前会計年度の総売上高が新台幣ドル 20 億元に満たない場合、当該事業者は、独占事業者の認定範囲には入らない。

2. 結合の届出

(1) 基準の計算

改正前の公正取引法は、事業結合の届出を行うべき基準について、市場占有率又は事業年度の総売上高という二通りの認定方式を採用してきた。元の改正草案では、主務機関は、これまでの事業者と主務機関の間の市場占有率の認定に対する不一致から生じる争議を解決するほか、国際的な単一届出基準の立法の発展に合わせるために、事業年度の総売上高を単一の基準として採用するよう意図していたが、最終的には、この部分の改正は通過せず、現在も二通りの認定方式が維持されている。

また、事業結合の市場効果を高めるため、改正法では、結合事業と同一事業の支配を受ける従属関係事業（兄弟会社）の売上高は、併せて結合の届出基準に算入する。同時に、事業を支配する者又は団体は、この法律の結合規定に係わる事業者とみなし、支配する者自身のほかに、その配偶者、二親等以内の血族親族などの関係者の持株は、全て規範内に含み、実質的な結合効果を示している。

このほか、企業が結合基準の金額に適合するか否かについて、改正前には、「主務機関は、金融機構及び非金融機構に公告できる」という規定のみであった。改正法では、現代的な商業形態の多様化に対応し、市場を独占する能力のある事業者が、売上高が基準に達していないことを理由に、結合管制の規範から逸脱することを避けるため、外国の立法例を参考とし、主務機関が各事業別に

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

結合管制に適合する金額を公告できる規定を定めた。

さらに、個別事業が単独で再投資し、100分の100の持株を所有する子会社を設立する場合を含め、届出を必要としない結合の類型を加えたほか、条款を統括し、主務機関が実務に基づき調整できるようにした。

(2) 審査期間延長の緩和

改正前の公正取引法において、主務機関による結合案件の審査期間は、申請を提出後30日以内及び延長申請後さらに30日としていたが、結合案件の多くは莫大な金額であり、市場に対し極めて大きな影響力を有しているほか、市場への影響に関する詳細な分析が必要であり、事業結合の全体的な経済利益が競争制限による不利益を上回るよう確保することを鑑みて、改正法では、結合案件の審査期間を、申請を提出後30日及び延長申請後60日までと改め、実務上の需要に合わせている。

3. 連合行為

(1) 連合行為の証明責任

連合行為の事案例において、連合行為の合意を証明することは、主務機関にとって最も困難な所である。今回の改正では、第14条第3項「**連合行為の合意は、市場の状況、商品又は役務の特性、コスト及び利潤の考察、事業行為の経済的合理性などの要素を根拠として推定することができる**」を特別に追加した。この合意推定の項の追加は、主務機関の証明責任をある程度軽減したが、反対に処罰を受ける行為者にとっては、連合行為の合意が存在しなかったことを証明する責任及び商業決定の根拠を証明するその他関連証拠の提出の挙証責任負担が増加した。実際の連合行為事案例認定の影響は、今後の裁判所による判決結果を待たねばならない。

(2) 連合行為の適用除外

公正取引法は、連合行為を原則として禁止し、例外的に許可する方法を採ってきた。しかし、現行社会の各種商業行為形態の多様な発展に対応するため、改正法では、特別にEU条約の立法例を引用し、連合行為の適用除外の範疇を緩和し、第15条第1項第8款「**その他産業の発展、技術の刷新又は経営効率を促進するため**

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

に必要となる共同行為」の条款に統括し明定した。

このほか、連合行為の適用除外の期限及び延長期限を、本来の上限3年から5年に修正し、主務機関による許可期限決定の選択肢を増やすと同時に、事業者の申請負担及び主務機関の審査コストを適度に減少させている。

4. 再販売価格の制限

改正前の公正取引法第18条における再販売価格の制限に関する規定は、「事業者は、取引相手に対し、供給した商品を第三者に販売する、又は第三者が販売する時、自由な価格の決定を許容しなければならない。約定に相反した場合、その約定は無効とする」である。この約定を無効とする規範は、実務において、当該約定が民事契約の効力規定に係わるのか、又は行政法の義務効力に違反する規定に係わるのか争議を生じた。

そのため、改正法では、再販売価格の制限規定に「事業者は、取引相手に対し、供給した商品を第三者に再販売する、又は第三者が再販売する時の価格について、制限してはならない。但し、正当な理由がある場合、この限りでない。前項の規定は、事業の役務に準用する」という禁止行為として明定すると同時に、当然違法（Per se）によって但書を追加し、合理の原則（Rule of reason）に改め、当事者は、再販売価格制限の正当理由を主張することができるほか、役務の範疇への適用に加えられた。

四、主務機関の調査権限の強化及び調査中止制度の追加

行政罰法の規定を参考に、改正後の公正取引法第27条第2項に、主務機関が調査により取得した証拠品を留めて置く範囲及び制限の規範を定めるほか、調査を受ける者は、正当な理由なく、調査を回避、阻害又は拒絶してはならないという行政法上の義務を追加した。

また、改正後の公正取引法第28条条文に、ドイツの競争制限防止法第32-2条の「調査中止制度」を引用した。この追加された制度により、事業者は、主務機関に対し、違法行為を排除する特定の措置を具体的に承諾でき、主務機関は、事業者がその承諾事項を確実に履行しているか否かを監督し、調査行為の中止又は再開を決定することができる。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

五、罰則の修正

1. 罰則構成の改正及び罰金額上限引上げ

改正前の公正取引法では、全ての競争制限及び不公正競争行為について、同様の行政罰則（改正前第 41 条「新台幣ドル 5 万元以上 2500 万元以下の罰金に処することができ、是正しない場合、連続して、新台幣ドル 10 万元以上 5000 万元以下の罰金に処することができる」）を適用していたが、明らかに異なる種類の行為の違反を裁くことができないという深刻な問題を引起したため、改正法では、競争行為の制限及び不公正競争行為について、それぞれ異なる行政罰則を適用している。

競争行為の制限については、2 倍の金額に引上げ、新台幣ドル 10 万元以上 5000 万元以下の罰金に処し、違法行為を是正しない場合、連続して、新台幣ドル 20 万元以上 1 億元以下の罰金に処できるとし、同時に、競争制限規則全体の処罰基準に合わせるため、再販売価格の制限に対する刑事責任を追加した。

不公正競争の部分については、改正前の行政罰の額を維持しているが、商標法において、保護を受けている登録商標に行政罰の規定がないため、公正取引法においても、未登録商標の保護に関する刑罰及び行政罰を削除し、民事責任に回帰させ、全体的な法律のバランスを保っている。

改正前後の罰則対照表

	行為	改正前	改正後
競争制限	独占	刑罰：公正取引法第 35 条 3 年以下の有期懲役、拘留に処し、又は NT\$ 1 億以下の罰金を科す若しくはこれを併科する。	刑罰：公正取引法第 34 条 3 年以下の有期懲役、拘留に処し、又は NT\$ 1 億以下の罰金を科す若しくはこれを併科する。
		行政罰：公正取引法第 41 条 NT\$ 5 万以上 NT\$ 2,500 万以下の罰金に処することができる。 是正されない場合、連続して、NT\$ 10 万以上 NT\$ 5,000 万以下	行政罰：公正取引法第 40 条 NT\$ 10 万以上 NT\$ 5,000 万以下の罰金 に処することができる。 是正されない場合、連続して、 NT\$ 20 万以上 NT\$ 1 億以下の罰

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	の罰金に処することができる。重大な事情がある場合、該当事業の前会計年度売上金額の10%以下を罰金に処することができる。前項の罰金制限を受けない。	金に処することができる。重大な事情がある場合、該当事業の前会計年度売上金額の10%以下を罰金に処することができ、前項の罰金制限を受けない。
結 合	行政罰：公正取引法第40条 NT\$ 10万以上NT\$ 5,000万以下の罰金に処することができる。	行政罰：公正取引法第39条 NT\$ 20万以上NT\$ 5,000万以下の罰金に処することができる。
連 合 行 為	刑罰：公正取引法第35条 3年以下の有期懲役、拘留に処し、又はNT\$ 1億以下の罰金を科す若しくはこれを併科する。	刑罰：公正取引法第34条 3年以下の有期懲役、拘留に処し、又はNT\$ 1億以下の罰金を科す若しくはこれを併科する。
	行政罰：公正取引法第41条 NT\$ 5万以上NT\$ 2,500万以下の罰金に処することができる。是正されない場合、連続して、NT\$ 10万以上NT\$ 5,000万以下の罰金に処することができる。重大な事情がある場合、該当事業の前会計年度売上金額の10%以下を罰金に処することができ、前項の罰金制限を受けない。	行政罰：公正取引法第40条 NT\$ 10万以上NT\$ 5,000万以下の罰金に処することができる。是正されない場合、連続して、NT\$ 20万以上NT\$ 1億以下の罰金に処することができる。重大な事情がある場合、該当事業の前会計年度売上金額の10%以下を罰金に処することができ、前項の罰金制限を受けない。
再 販 売 価 格 の 制 限	刑罰規定なし	刑罰：公正取引法第36条 2年以下の有期懲役、拘留に処し、又はNT\$ 5,000万以下の罰金を科す若しくはこれを併科する。
	行政罰：公正取引法第41条 NT\$ 5万以上NT\$ 2,500万以下の罰金に処することができる。是正されない場合、連続して、	行政罰：公正取引法第40条 NT\$ 10万以上NT\$ 5,000万以下の罰金に処することができる。是正されない場合、連続して、

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

		NT\$ 10 万以上 NT\$ 5,000 万以下の罰金に処することができる。	NT\$ 20 万以上 NT\$ 1 億以下の罰金に処することができる。
その他競争制限行為	刑罰：公正取引法第 36 条 2 年以下の有期懲役、拘留に処し、又は NT\$ 5,000 万以下の罰金を科す若しくはこれを併科する。	刑罰：公正取引法第 36 条 2 年以下の有期懲役、拘留に処し、又は NT\$ 5,000 万以下の罰金を科す若しくはこれを併科する。	刑罰：公正取引法第 36 条 2 年以下の有期懲役、拘留に処し、又は NT\$ 5,000 万以下の罰金を科す若しくはこれを併科する。
	行政罰：公正取引法第 41 条 NT\$ 5 万以上 NT\$ 2,500 万以下の罰金に処することができる。 是正されない場合、連続して、NT\$ 10 万以上 NT\$ 5,000 万以下の罰金に処することができる。	行政罰：公正取引法第 40 条 NT\$ 10 万以上 NT\$ 5,000 万以下の罰金に処することができる。 是正されない場合、連続して、NT\$ 20 万以上 NT\$ 1 億以下の罰金に処することができる。	行政罰：公正取引法第 40 条 NT\$ 10 万以上 NT\$ 5,000 万以下の罰金に処することができる。 是正されない場合、連続して、NT\$ 20 万以上 NT\$ 1 億以下の罰金に処することができる。
不公正競争	不当表示	行政罰：公正取引法第 41 条 NT\$ 5 万以上 NT\$ 2,500 万以下の罰金に処することができる。 是正されない場合、連続して、NT\$ 10 万以上 NT\$ 5,000 万以下の罰金に処することができる。	行政罰：公正取引法第 42 条 NT\$ 5 万以上 NT\$ 2,500 万以下の罰金に処することができる。 是正されない場合、連続して、NT\$ 10 万以上 NT\$ 5,000 万以下の罰金に処することができる。
	模倣行為	刑罰：公正取引法第 35 条 3 年以下の有期懲役、拘留に処し、又は NT\$ 1 億以下の罰金を科す若しくはこれを併科することができる。 行政罰：公正取引法第 41 条 NT\$ 5 万以上 NT\$ 2,500 万以下の罰金に処することができる。 是正されない場合、連続して、NT\$ 10 万以上 NT\$ 5,000 万以下の罰金に処することができる。	全ての刑事及び行政責任を削除し、民事責任で規範する (商標法に合わせる)

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

不正な取引相手奪取	刑罰：公正取引法第 36 条 2 年以下の有期懲役、拘留に処し、又は NT\$ 5,000 万以下の罰金を科す若しくはこれを併科する。	刑罰規定なし
	行政罰：公正取引法第 41 条 NT\$ 5 万以上 NT\$ 2,500 万以下の罰金に処することができる。 是正されない場合、連続して、NT\$ 10 万以上 NT\$ 5,000 万以下の罰金に処することができる。	行政罰：公正取引法第 42 条 NT\$ 5 万以上 NT\$ 2,500 万以下の罰金に処することができる。 是正されない場合、連続して、NT\$ 10 万以上 NT\$ 5,000 万以下の罰金に処することができる。
営業妨害行為	刑罰：公正取引法第 37 条 2 年以下の有期懲役、拘留に処し、又は NT\$ 5,000 万以下の罰金を科す若しくはこれを併科する。	刑罰：公正取引法第 37 条 2 年以下の有期懲役、拘留に処し、又は NT\$ 5,000 万以下の罰金を科す若しくはこれを併科する。
	行政罰：公正取引法第 41 条 NT\$ 5 万以上 NT\$ 2,500 万以下の罰金に処することができる。 是正されない場合、連続して、NT\$ 10 万以上 NT\$ 5,000 万以下の罰金に処することができる。	行政罰：公正取引法第 42 条 NT\$ 5 万以上 NT\$ 2,500 万以下の罰金に処することができる。 是正されない場合、連続して、NT\$ 10 万以上 NT\$ 5,000 万以下の罰金に処することができる。

2. 制裁権時効の延長

競争制限行為に参加する事業者は、往々にして、市場において一定の力を有し、競争制限行為を通し莫大な利潤を獲得できるが、市場全体の発展には不利な影響をもたらす。その上、個別案件の調査手続において、事実の証拠を獲得することは困難であり、市場分析にも長期間を要するため、世界各国の立法例（ドイツ、日本、EU）を参考とし、競争制限行為についての「行政罰法」による制裁権時効を 3 年間とする明文を削除し、制裁権時効を 5 年間とすると明記した。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

六、訴願手続の免除

公正取引委員会は、2012年2月6日、公正取引委員会組織法の正式施行、発効により独立機関として制度を改めた。中央行政機関組織規準法及び司法院大法官解釈第613号の趣旨に基づくと、独立機関の存在目的は、法律に基づき、独立して職権を行使し、自主的に運営し、その他機関の指揮監督を受けないことである。そのため、過去には公正取引委員会から処分を受けた者は、救済手段として行政院に訴願の提起ができたが、公正取引委員会が独立機関に制度を改めた後、司法院大法官解釈に抵触する疑いに直面することになった。

この問題を解決するため、今回の改正では、特別に訴願手続の免除を明定したほか、日本の法律及び航空事故調査法の航空安全委員会の処分を参考にし、第48条「この法律に基づきなされた主務機関の処分又は決定に不服がある場合、直接行政訴訟手続を適用する」の規定において、公正取引委員会は、準司法機関及び第一審事実審機関としての地位を確立し、独立機関としての職権の独立性で、専門性を行使し、不必要な行政関与の減少という目的を達成した。

結論

公正取引法の今回の改正は、大幅に規範となる行為の条文構造を変更したほか、手続上行政機関に与える調査権限の拡大及び合意推定による独占行為の認定など、事業者の挙証責任が強化されたといえる。

同時に、訴願手続の免除により独立機関が、その他行政機関の関与を受けずに職権を行使できる可能性が高まった。但し、一方で処罰を受けた事業者が、訴願により処罰の決定を覆す機会を減らす可能性がある。

調査中止制度の追加は、仮に公正取引法に違反のおそれがあっても、事業者に予め行為を是正する余地を与えた。

事業者は、結合関連行為又はその他商業行為を行う時、改正後の公正取引法規範の遵守に特別に注意を払わなければならない。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。